

築上町告示第116号

平成19年第2回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成19年5月28日

築上町長 新川 久三

1 期 日 平成19年6月5日

2 場 所 築上町議会議場

○開会日に応招した議員

塩田 文男君	工藤 久司君
山中 正治君	金澤 久芳君
白石 隆則君	田村與四郎君
吉元 一也君	西畑イツミ君
塩田 昌生君	成吉 暲奎君
繁永 隆治君	竹本 眞澄君
田村 兼光君	宮下 久雄君
丸山 年弘君	田原 親君
平野 力範君	高島 未吉君
辻上 浩君	小林 和政君
武道 修司君	神下 忠君
中島 英夫君	岡田 信英君
川端 政廣君	信田 博見君
吉元 成一君	吉元 實君
有永 義正君	西口 周治君

○6月11日に応招した議員

○6月15日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成19年 第2回 築上町議会定例会会議録 (第1日)

平成19年6月5日 (火曜日)

議事日程 (第1号)

平成19年6月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- ②町長の報告
- ・報告第2号 平成18年度築上町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 議案第59号 専決処分について (平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第1号) について)
- 日程第5 議案第60号 専決処分について (平成19年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) について)
- 日程第6 議案第61号 専決処分について (平成19年度築上町老人保健特別会計補正予算 (第1号) について)
- 日程第7 議案第62号 専決処分について (築上町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第8 議案第63号 専決処分について (築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第9 議案第64号 平成19年度築上町一般会計補正予算 (第1号) について
- 日程第10 議案第65号 平成19年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第11 議案第66号 築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第67号 築上町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第68号 築上町職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第69号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第70号 築上町課等設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第16 議案第71号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第72号 築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第73号 築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第74号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第75号 築上町水難救助隊員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第76号 非核宣言の町について
- 日程第22 議案第77号 暴力追放宣言の町について
- 日程第23 議案第78号 男女共同参画推進宣言の町について
- 日程第24 選挙第1号 福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- ②町長の報告
- ・報告第2号 平成18年度築上町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 議案第59号 専決処分について（平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第5 議案第60号 専決処分について（平成19年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第6 議案第61号 専決処分について（平成19年度築上町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第7 議案第62号 専決処分について（築上町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第8 議案第63号 専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第9 議案第64号 平成19年度築上町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第65号 平成19年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

て

- 日程第11 議案第66号 築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第67号 築上町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第68号 築上町職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第69号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第70号 築上町課等設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第71号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第72号 築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第73号 築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第74号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第75号 築上町水難救助隊員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第76号 非核宣言の町について
- 日程第22 議案第77号 暴力追放宣言の町について
- 日程第23 議案第78号 男女共同参画推進宣言の町について
- 日程第24 選挙第1号 福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

出席議員 (29名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 塩田 文男君 | 2番 | 工藤 久司君 |
| 3番 | 山中 正治君 | 4番 | 金澤 久芳君 |
| 5番 | 白石 隆則君 | 6番 | 田村與四郎君 |
| 7番 | 吉元 一也君 | 8番 | 西畑イツミ君 |
| 9番 | 塩田 昌生君 | 10番 | 成吉 暲奎君 |
| 11番 | 繁永 隆治君 | 12番 | 竹本 眞澄君 |
| 13番 | 田村 兼光君 | 14番 | 宮下 久雄君 |
| 15番 | 丸山 年弘君 | 16番 | 田原 親君 |
| 17番 | 平野 力範君 | 18番 | 高島 末吉君 |
| 19番 | 辻上 浩君 | 20番 | 小林 和政君 |
| 21番 | 武道 修司君 | 22番 | 神下 忠君 |
| 23番 | 中島 英夫君 | 25番 | 川端 政廣君 |

26番 信田 博見君

27番 吉元 成一君

28番 吉元 實君

29番 有永 義正君

30番 西口 周治君

欠席議員（1名）

24番 岡田 信英君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 江本偉久雄君

主査 西畑 弥生君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
収入役	岡部 和徳君	総務課長	中村 信雄君
教育長	神 宗紀君	秘書課長	西村 好文君
財政課長	田原基代孝君	企画課長	加来 篤君
地域振興課長	中野 誠一君	人権課長	吉田 一三君
住民課長	遠久 隆生君	税務課長	椎野 義寛君
健康福祉課長	吉留 久雄君	高齢者福祉課長	吉留 正敏君
産業課長	出口 秀人君	建設課長	内丸 好明君
上水道課長	中嶋 澄廣君	下水道課長	平岡 司君
会計課長	川崎 道雄君	農委事務局長	松田 倫夫君
住民生活室長	落合 泰平君	管理課長	白川 義雄君
企業立地課長	竹本 正君	環境課長	後田 幸政君
学校教育課長	中村 一治君	生涯学習課長	舟川 忠良君
監査室長	吉留 康次君	徴収専門官	大田 隆君
審議官	安田 美鈴君		

午前10時00分開会

○議長（田原 親君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまの出席議員は29名です。定足数に達していますので、平成19年第2回築上町議会定例会を開会しま

す。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。町長。

○町長（新川 久三君） 在任特例の議員の皆さん方は最後の定例会となりました。6月議会ということで、議案ということはたくさんございませんが、まず、行政報告ということで、今、町政懇談会ということで4月から各自治会を対象に回らせていただいて、いろんな懇談で、非常に町に対する注文等も多々ありますので、これを参考にしながらということで。あと残すところ10カ所を残しておるところでございます。まあ、この中で私が対応してるのは、行財政改革ということで非常に厳しい財政を余儀なくされておるといふうなことで、まあ、本日の提案議案の中にもございますが、いわゆる財源が非常に厳しいということで、職員の給与等々のいわゆる合理化をやっていかなければというふうなことで、今こういう一つの対策を対処しておるところでございます。

それから、非常に日米再編という形の中で、第1回目が3月の初旬に来ましたけれども、この2回目が、これは小松の方に、5月の16から4日間、小松の方で訓練が第2回目がありました。3回目はまた九州でということが、まあ、正確なまだ情報ではございませんけれども、あす何か局の方が発表するのではなかろうかなというふうな情報も入ってきておるところでございますけれども、この築城か、それか宮崎県の新田原で第3回目の日米共同訓練が行われるのじゃなかろうかなと、このような話が中央の方で一応、まだ非公式ではございますけど話が来ておると、こういう状況でございます。

次に、非常に皆さんにも関心を寄せていただいていたと思いますけどエタノール事業、昨年から調査検討事業を行いまして、本年5月10日の日に国の方に応募いたしました、31日にこれのレクチャーがございまして、残念ながら築上町の提案は認めてもらえなかったということで、北海道の、これは北海道農協中央会の十勝という所がいわゆるサトウキビを原料としたいいわゆるエタノール製造、それからもう一つは、オエノンという酒造会社がございまして、ここがいわゆるミニマム・アクセス米と、それから、くず米を利用した形のいわゆるエタノールの製造と、もう一つは新潟のいわゆるこれは農協中央会の方が新潟市と合同であるということで、非常に規模はちっちゃいわけでございますけど、ここが採択されて、3カ所採択ということで、本築上町は残念ながら一応国の選には漏れたという形でございます。

理由は、やはり資金力ということで、町が金を出さないということがやっぱ一つのネックになったようでございます。極力民間資本を集めようということで、大手の自動車会社、それからあと、地場の大手の会社等々、一応声がけをしておるわけでございますけれども、なかなか確たる返事が出てこないということで、補助が先なのか資本投資が先なのかという、いわゆる鶏が先か卵が先かという論法でなかなかはっきりしなかった面もございます。まあ、これが一つの反省点

かなというふうに考えておるところでございますし、計画自体は築上町の計画、私はよそには遜色のない計画だと信じておりますし、これは大学の先生、官、それから民・学ということで、3つの分野から合同で考えた案でございますが非常にいい案だと思いますけれども、こういう状況になったので、再度もう一回地域協議会開きながら今後どうするかという結論を出していきたいと、このように考えてる次第でございます。

それから、広域圏で行っております救急医療体制で、いわゆる医者の数が少なくなったということで、今まで24時間、この救急医療体制をとっておりましたが、九州産業医大等々から医師を派遣していただいておりますが、医師不足というふうなことで、夜10時までで一応4月から夜中の診療は廃止しようと、診ていただく人もおらないと。それから、近くに大きい病院、24時間営業の病院もあるし、そういう形の中で一応どうしても医師の手だてがつかないという理由の中で一応こういう形に変更したことを御報告をいたしておきます。

それから、築上西の分校、御存じのとおり本年度のいわゆる入学生が6名ということで、所期の目的を達したのではなかろうかなということで、地域の皆さん方と協議会をつくって協議をしておりますが、県の方に正式に来年度、いわゆる本校との統合の申し入れをやっていこうというふうなことで、一応検討委員会では結論をつけておるということを御報告を申し上げたいと思います。

それでは、本議会、繰越明許の案件が1件と、それから、あと専決処分5件、そして議案が12件という提案でございますので、どうぞよろしく皆さん方の御同意を得たいと考えておりますので、お願い申し上げたいと思います。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（田原 親君） これで行政報告は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（田原 親君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、吉元一也議員、8番、西畑イツミ議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（田原 親君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。吉元成一委員長。

○**議会運営委員長（吉元 成一君）** 議会運営委員会の報告をいたします。

6月1日、議会運営委員会を開会し、お手元に配付の日程案どおり決定いたしました。

なお、今回は、議会議員一般選挙期日の関係で一般質問及び委員会付託日程が変則的になっておりますので申し添えます。

6月5日火曜日、本日は、本会議で議案の上程、なお、専決処分、市町村組合関係、選挙については、即日即決することとし、協議しました。6月6日から6月10日までを議案考案日とします。6月11日月曜日は本会議で、議案に対する質疑、委員会付託を行い、その後、一般質問とし、12日火曜日は予備日といたします。なお、一般質問の予備日を使用しない場合は休会といたします。6月13日水曜日は休会で、午前は厚生常任委員会とし、午後は文教常任委員会といたします。14日木曜日は休会で、午前は産業建設常任委員会とし、午後は総務常任委員会といたします。なお、委員会審議については所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については一般質問でお願いいたします。6月15日金曜日は本会議で、委員長報告、質疑、討論、採決です。なお、一般質問の受付締め切りは本日午後3時までといたします。また、議案考案日も十分な日数をとりましたので、前日に議案を熟読していただき、短期間の議会運営に御協力をお願いいたします。

以上、会期は本日から6月15日までの11日間とすることが適当だと議運で決定いたしましたので報告いたします。

以上です。

○**議長（田原 親君）** 以上で議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長の報告のとおり、本日5日から6月15日までの11日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（田原 親君）** 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月15日までの11日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○**議長（田原 親君）** 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付していますように、議案は第59号外19件であります。

また、例月出納検査報告は配付のとおり提出されていますので、御報告いたします。

町長から報告第2号として、平成18年度築上町繰越明許費繰越計算書の報告がありますので、職員の朗読の後、町長の説明を求めます。総務課長。

○**総務課長（中村 信雄君）** 報告第2号平成18年度築上町繰越明許費繰越計算書の報告につい

て、平成18年度築上町繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により別紙のとおり報告する。平成19年6月5日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） さきの議会で繰り越し承認を得ておりました案件が5月31日付で繰り越しが確定いたしましたので、別紙のとおり御報告をいたすものでございます。

○議長（田原 親君） これより議事に入ります。

お諮りいたします。日程第4、議案第59号専決処分について（平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）から日程第8、議案第63号の専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）までを会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号から議案第63号までを委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第4. 議案第59号

○議長（田原 親君） 日程第4、議案第59号専決処分について（平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（田原基代孝君） 議案第59号専決処分について（平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）、平成19年5月30日付で専決処分したので報告し、承認を求めます。平成19年6月5日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第59号は、平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の（第1号）でございますが、この議案は、いわゆるこれも皆さん御存じのとおりでございますけれども、住宅新築事業、赤字会計を抱えておるところでございます。これに基づいて繰り上げ充用をしなければならないというふうなことで、予算については専決処分をさせていただいたところでございます。

歳入歳出予算の総額が3,854万1,000円に3億6,100万円を追加いたしまして、3億9,954万1,000円と定めるものでございます。

なお、歳入欠陥は3億6,100万円が歳入欠陥ということになりますので、どうぞよろしく

お願い申し上げたいと思います。

○議長（田原 親君） これで説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。これより議案第59号について採決を行います。議案第59号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5. 議案第60号

○議長（田原 親君） 日程第5、議案第60号専決処分について（平成19年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（田原基代孝君） 議案第60号専決処分について（平成19年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）、平成19年5月30日付で専決処分したので報告し、承認を求める。平成19年6月5日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第60号平成19年度築上町国民健康保険特別会計補正予算の（第1号）でございますが、本会計も18年度決算見込みで赤字になるというふうなことで想定がされております。そういう形の中で繰り上げ充用をやらなければいけないということで専決処分をさせていただいたところでございます。

当会計は、前年度も赤字会計というふうなことでございますが、前年度は8,055万9,000円でしたが、今年度は7,700万ということで、若干、単年度においては黒字になるというふうなことを御報告して、本提案理由とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認をいただきますようお願いいたします。

○議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第60号について採決を行います。議案第60号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6. 議案第61号

○議長（田原 親君） 日程第6、議案第61号専決処分について（平成19年度築上町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（田原基代孝君） 議案第61号専決処分について（平成19年度築上町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）、平成19年5月30日付で専決処分したので報告し、承認を求める。平成19年6月5日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第61号は、平成19年度の築上町老人保健特別会計補正予算の（第1号）でございますが、本会計におきましても18年度決算で赤字の見込みでございます。985万8,000円の赤字というふうなことで、これを繰り上げ充用するために本予算を計上させていただいております。

なお、一応前年度は赤字でございますけれども、この赤字分は国県から一応19年度において精算交付されるということも申し添えておきます。

以上でございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第61号について採決を行います。議案第61号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7. 議案第62号

○議長（田原 親君） 日程第7、議案第62号専決処分について（築上町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第62号専決処分について（築上町税条例の一部を改正する条例の制定について）、平成19年3月30日付で専決処分したので報告し、承認を求める。平成19年6月5日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第62号、これは専決処分でございますが、平成19年度の税制改正において、現下の経済財政状況等に踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するために、一応税制の構築を含めた改革がされました。その一環として自治法の179条第1項の規定により、これを国の法律改正に基づいて税改正を行った地方税法の税条例の改正を行うものでございますので、どうぞよろしく御審議の上、御採択をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。これより議案第62号について採決を行います。議案第62号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8. 議案第63号

○議長（田原 親君） 日程第8、議案第63号専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第63号専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）、平成19年3月30日付で専決処分したので報告し、承認を求める。平成19年6月5日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） この議案第63号も前議案同様、いわゆる地方税法の改正がされましたので、この国民健康保険の税条例の改正をするものでございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。これより議案第63号について採決を行います。議案第63号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9、議案第64号

○議長（田原 親君） 日程第9、議案第64号平成19年度築上町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（田原基代孝君） 議案第64号平成19年度築上町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成19年度築上町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。平成19年6月5日、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第64号は、平成19年度築上町一般会計補正予算（第1号）でございますが、本予算、92億4,098万5,000円に3億3,698万8,000円を追加いた

しまして、歳入歳出予算の総額を95億7,797万3,000円にするものでございます。それと、また、債務負担行為の変更もするものでございます。

補正予算の主なものは、町議会議員の選挙費の費用861万2,000円、それから、残さ物焼却炉設置費2,800万、県営圃場整備事業負担金521万9,000円、それから、特定防衛施設周辺整備事業ということで、これは9条関係の事業でございますが、2億209万7,000円、これは国の方から9条の調整交付金の内示がございましたので、計上させていただいております。

また、合併関連事業費ということで、3,621万1,000円を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第10. 議案第65号

○議長（田原 親君） 日程第10、議案第65号平成19年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。田原財政課長。

○財政課長（田原基代孝君） 議案第65号平成19年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成19年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。平成19年6月5日、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第65号は、平成19年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、本予算案は398万3,000円を既存の予算に歳入歳出とも追加をいたしまして、27億7,196万8,000円といたすものでございます。

主なものは、これはレセプトの点検業務の人材派遣の委託に切りかえたことと、保険税の特別徴収制度に伴うシステム改正の追加、また、保健事業における健診データの分析ソフト購入のための備品購入による補正ということでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第11. 議案第66号

日程第12. 議案第67号

日程第13. 議案第68号

○議長（田原 親君） お諮りいたします。日程第11、議案第66号築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の制定についてから日程第13、議案第68号築上町職員の給与の特例に関する条例の制定についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号から議案第68号までを一括上程することに決定しました。

日程第11、議案第66号築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の制定についてから日程第13、議案第68号築上町職員の給与の特例に関する条例の制定についてまで一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第66号築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第67号築上町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第68号築上町職員の給与の特例に関する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成19年6月5日、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第66号は、築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の制定についてでございます。本案は、冒頭、行政報告でも申しましたが、非常に財政状況が逼迫しておるといふことにかんがみ、特別職の給与と期末手当の基礎額を、平成19年の7月1日から平成22年の3月31日までの間、減額をする一応議案でございます。

なお、町長の給与は、さきの3月議会で5%カットして、74万6,000円になっておりますが、さらに11万1,900円ということで、15%をさらにカットをいたしまして、64万3,100円。助役でございませぬ、これは副町長でございませぬ、副町長の給与がカット後、59万7,000円ございませぬ、これをさらに5万9,700円一応削減いたしまして、7月からの支給額が53万7,300円というふうにするものでございませぬ。それから、収入役、これが7月1日付の現給が56万円、これを5万6,000円減額いたしまして、これも10%でございませぬ、7月からの支給額が50万4,000円ということで定めるものでございませぬ。

そして、期末手当の基礎額ということで、今までは給料月額100分の20を加算しておりましたけれども、100分の15にするものでございませぬ。

以上が三役の分でございます。

次に、議案第67号は、教育長の給与に関する条例の制定でございますけれども、これも3月の議会で5%カットいたしておりましたが、今回の提案で現給が52万円のを4万1,600円カットいたしまして、47万8,400円、それから期末手当の基礎額の加算は、これは三役と同じく100分の20を100分の15にするものでございます。

次に、議案第68号職員の給与の特例に関する条例の制定についてということでございますが、これも期間は22年の3月31日までの間ということでございます。これは、職員級数によって若干違いがありますが、4級から6級の職員は、本俸月額5%を削減します。それから、1級から3級の職員については3%月額削減をいたします。それから、期末手当の基礎額の加算の割合を課長審議官は従前は15%でございましたが10%にしますと。それから参事は13%を8%、課長補佐は11%を7%、係長9%を6%、主任主事それから主査5%だったものを4%に一応削減しようという議案でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第14. 議案第69号

日程第15. 議案第70号

日程第16. 議案第71号

日程第17. 議案第72号

日程第18. 議案第73号

日程第19. 議案第74号

日程第20. 議案第75号

○議長（田原 親君） お諮りいたします。日程第14、議案第69号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第20、議案第75号築上町水難救助隊員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括上程したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号から議案第75号までを一括上程することに決定しました。

日程第14、議案第69号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第20、議案第75号築上町水難救助隊員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで

を一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第69号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第70号築上町課等設置条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第71号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第72号築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第73号築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第74号築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第75号築上町水難救助隊員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成19年6月5日、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第69号は、築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本条例は、各種の委員会や審議会で、現行の条例では月額3,000円という形になっておりますが、これは大学の教授、助教授等のいわゆる学識経験で3,000円ではどうしてもこれは委員に委嘱し難い形でございます。そういう形の中で委員のいわゆる業務遂行を行うために、この委員さんについては月額を1万円に一応委員の報酬をしようという条例でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

それから、議案第70号は、築上町課等設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、この条例は、いわゆる保険行政というふうなことで国民健康保険等々の業務が今住民課で行われておりますが、保健指導は健康福祉課の方で行われておるといようなことで、これを、この業務を保健指導及び健康づくり、それから国保というものを一体的に行うということで、住民課の方にこの業務を移そうというものでございます。よろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、議案第71号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてとい

うことで、この健康保険条例につきましては、税額を算定するに当たりましては応能応益割という、いわゆる2つのもとで課税がされておるわけでございますが、これが法律で大体50%・50%と定められております。この許容範囲を超えましたので50%にそれぞれ近づけるというふうなことで、今回この税条例の改正が必要になったところでございます。

なお、全体的な給付金額については昨年と同じような形でございますので、この応能応益の割合を変更するものでございます。よろしく御審議の上、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第72号は、旧椎田町、旧築城町の合併に伴う築上町の海洋センターの体育館及びプール使用料を統一するために、築上町海洋センター条例の一部を改正するものでございます。これは、地方自治法第96条の第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくようお願い申し上げます。

議案第73号、これにつきましても前議案同様、築上町の体育施設の使用料を統一するために一応条例改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

議案第74号は、築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案は、消防団員の費用弁償について、これは現状に即したものとするために条例の一部を改正するものでございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げたいと思います。

議案第75号、これは、築上町水難救助隊員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、前議案同様、これも現状に即したものにするために一応条例改正をするものでございます。よろしくようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田原 親君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここでお諮りします。日程第21、議案第76号の非核宣言の町についてから日程第23、議案第78号の男女共同参画推進宣言の町についてまでを会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号から議案第78号までを委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第21. 議案第76号

○議長（田原 親君） 日程第21、議案第76号非核宣言の町についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第76号非核宣言の町について、非核宣言の町を表明することについて同意を求める。平成19年6月5日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第76号は、非核宣言の町についてでございます。非核宣言については、合併前、両町とも既に宣言をしておりましたが、新たな築上町では非核宣言がなされてないということが一つの理由。もう一つは、北朝鮮における核実験の実施等々、非常に核の脅威が我々の近くに及んでおります。また、日米共同訓練という形の中で米軍の使用範囲が——頻度が築城基地でも多くなるということで、米軍も核を持っておるということで、この米軍には核を持ち込ませないという一つの願いからこの非核宣言をするものでございます。議員の皆様の御同意をよろしくお願い申し上げます。

○議長（田原 親君） これより質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。これより議案第76号について採決を行います。議案第76号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第22. 議案第77号

○議長（田原 親君） 日程第22、議案第77号暴力追放宣言の町についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第77号暴力追放宣言の町について、暴力追放宣言の町を表明することについて同意を求める。平成19年6月5日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第77号は、暴力追放宣言の町についてでございます。本宣言も合併前、両町ともたしかこの宣言がされておったというふうに記憶しておるわけでございますけれども、合併後、この宣言がなされてないと。そして、なお、近々——近い——過日ですかね、長崎市において市長がこれをピストルにおいて選挙中に殺害されたと、非常に痛ましい事件もあつ

ておる。それから、また、子供たちの健全な育成という意味からもこの暴力を追放するというこ
とは非常に大事であるというふうな観点から今回提案をさせていただいたところでございます。
議員の皆様の御同意をよろしくお願い申し上げます。

○議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。これより議案第77号について採決を行いま
す。議案第77号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり同意するこ
とに決定しました。

日程第23. 議案第78号

○議長（田原 親君） 日程第23、議案第78号男女共同参画推進宣言の町についてを議題と
します。

職員朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第78号男女共同参画推進宣言の町について、男女共同参画推
進宣言の町を表明することについて同意を求めます。平成19年6月5日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 議案第78号は、男女共同参画推進宣言の町についてでございます。

男女共同参画推進の町宣言については、男女がお互いにその人権を尊重し合い、人間らしく生
きる社会を目指して、一人一人がその能力を十分に発揮し、みずからの意思と行動により政策決
定の場などへの女性の参加を促すものでございます。あらゆる分野において男女が対等なパート
ナーとして活躍できる社会の実現に向け、男女共同参画推進の一層の積極的な取り組みを進める
ために本宣言を行うものでございます。

なお、従前、旧築城、旧椎田とも、女性参画会議という――女性会議もしくは男女共同参画推
進の会がございまして、今回、築上町男女共同参画会議のネットという組織が新たに立ち上げら
れましたので、この活躍を我々としては後押しを考えてございます。

以上でございます。よろしく御同意のほどお願い申し上げます。

○議長（田原 親君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。これより議案第78号について採決を行います。議案第78号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第24. 選挙第1号

○議長（田原 親君） 日程第24、選挙第1号福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法について、地方自治法第18条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法について議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員に新川久三君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が推薦した新川久三君を福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました新川久三君が福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とされました。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

ここで議案に対する資料要求があればお手元に配付しています様式により事務局まで申し出く

ださい。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで資料要求を終わります。

なお、一般質問の締め切りは本日の午後3時までとします。

また、所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、お手元に配付の様式で事務局まで提出してください。議案以外の受付は不可とします。

○議長（田原 親君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。これで散会します。御苦勞さまでございました。

午前10時46分散会
